

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第2章 管理体制                      (総括保護管理者)                      第3条 本学に、保有個人情報等総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を1人置き、<u>理事(渉外担当)</u>をもって充てる。                      2 (略)</p>	<p>第2章 管理体制                      (総括保護管理者)                      第3条 本学に、保有個人情報等総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を1人置き、<u>情報を担当する理事</u>をもって充てる。                      2 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)  
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。